

文書の左横書きの実施に関する規程

昭和39年 1月10日
本部訓令第2号

警察本部
警察学校
各警察署

文書の左横書きの実施に関する規程（昭和35年3月青森県警察本部訓令甲第2号）の全部を次のように改正し、昭和39年1月15日から施行する。

文書の左横書きの実施に関する規程

（実施範囲）

第1条 起案文書、発送文書、伝票類その他の文書の書き方は、左横書きとする。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りでない。

- (1) 条例案、規則案
- (2) 法令の規定により縦書き様式に定められているもの
- (3) 警察本部長が、特に縦書きを必要と認めて指定したもの

（実施要領）

第2条 文書の左横書きの実施要領は、別に定める。

付 則

青森県警察本部長が定めた従前の訓令、通達等は、第1条ただし書きのものを除きすべて左横書きとみなす。この場合、次の表の左欄に掲げる語句は右欄に掲げる語句に、数字はアラビア数字（号の数字は（ ）内）にそれぞれ読み替えるものとする。

左の	次の
左に	次に
上欄	左欄
下欄	右欄
左記各号の	次の各号の
同右	同上
同左	次の
下記	右記
右の	前記の
右各号の	前各号の
左記の	次の